

原子力発電所事故による 農林水産物・食品輸出に対する 被害の状況について

平成23年5月23日

農林水産物等輸出促進全国協議会

農林水産物等輸出促進全国協議会について

- 我が国の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者が一体となった取組を推進することを目的に、農林水産物等輸出促進全国協議会を設立（平成17年4月27日）。
- 農林水産物・食品の輸出に関わる業界団体及びすべての都道府県で構成（146団体）。

《これまでの取組》

平成17年4月27日 設立総会

- ・「我が国農林水産物等の輸出促進基本戦略」の
了承 等

平成18年5月31日 総会

- ・日本食海外普及功労者表彰 等

平成19年5月25日 総会

- ・「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」
の了承 等

平成20年6月20日 総会

- ・「ニッポン食の親善大使」就任式 等

平成21年6月29日 総会

- ・世界が認める日本の食150の発表 等

平成22年6月11日 総会

- ・有識者による講演 等

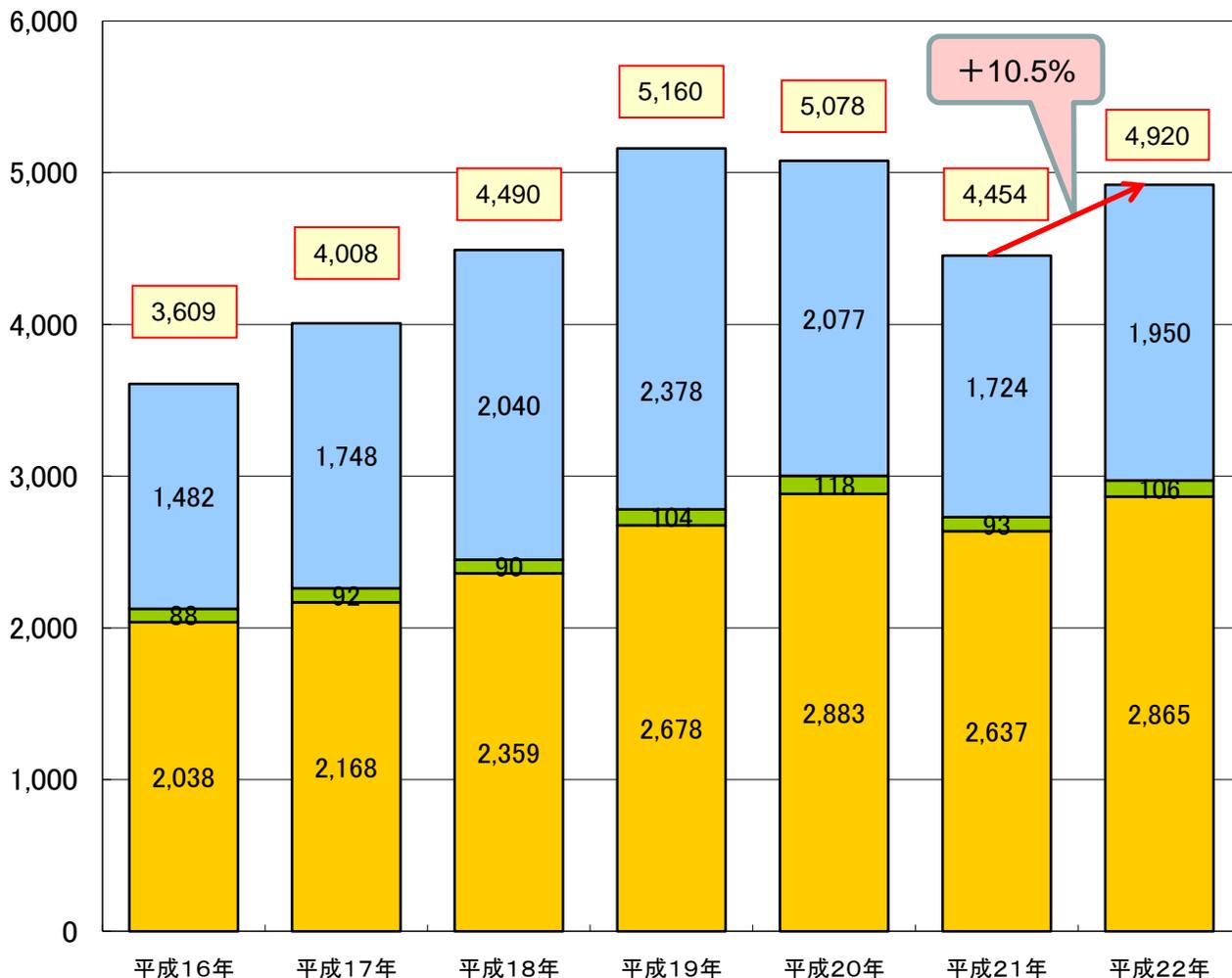


※平成21年6月29日総会の模様
（茂木会長（キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO）より挨拶）

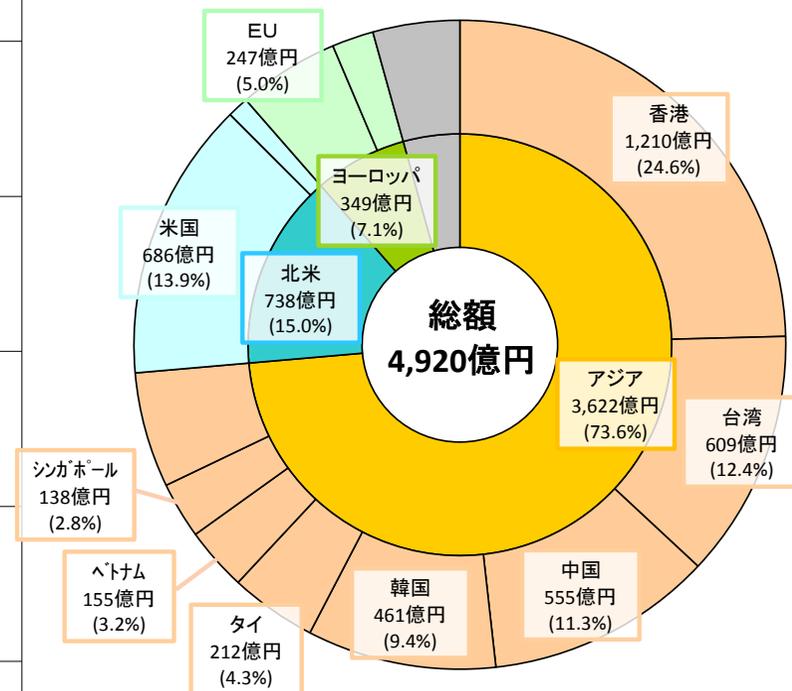
農林水産物・食品の輸出額の推移

- 目標：農林水産物・食品の輸出額につき、平成29年までに1兆円水準を目指す。
- 減少傾向で推移していた農林水産物・食品の輸出額は、平成21年秋以降、回復傾向にあった。

(億円)



国別農林水産物・食品の輸出実績 (2010年)



■ 農産物 ■ 林産物 ■ 水産物

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

農林水産物・食品の諸外国の輸入規制

- 原発事故以来、輸出先主要国である中国やEU等を含む38カ国・地域において、日本産食品の輸入に対し、輸入停止、証明書の要求又は検査強化といった規制の動き。
- 農林水産物・食品の輸入停止等により、輸出が急速に減少、農林漁業者・輸出関連業者に大きな被害。

主な輸出先国の輸入規制措置の例(計38カ国・地域)

① 日本の全ての食品につき輸入停止又は証明書を要求(21カ国)

| | 対象国 | 品目 | 措置 |
|----|-----------------------------|----------------|--|
| 中国 | 12都県※1 | 全ての食品・飼料 | 輸入停止 |
| | 12都県以外 | 全ての食料・飼料 | ①放射性物質の検査証明書及び②産地証明書を要求 |
| 韓国 | 5県※3 (千葉県は、旭市、香取市、多古町のみ) | ほうれん草、カキナ、原乳等 | 輸入停止 (原乳は福島、茨城のみ。飼料は福島、栃木、群馬、茨城のみ。) |
| | 13都県※2 | 全ての食品(5県の上記除く) | 放射性物質の検査証明書を要求 |
| | 13都県以外 | 全ての食品 | 産地証明書を要求 |
| EU | 12都県※1 | 全ての食品、飼料 | 放射性物質の検査証明書を要求 |
| | 12都県以外 | 全ての食品、飼料 | 産地証明書を要求 |

② 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求し、他の品目の全部又は一部につき全ロット検査(4カ国)

| | | | |
|----|------|--------------|--------|
| 台湾 | 5県※3 | 全ての食品 | 輸入停止 |
| | 5県以外 | 加工食品を除き全ての食品 | 全ロット検査 |

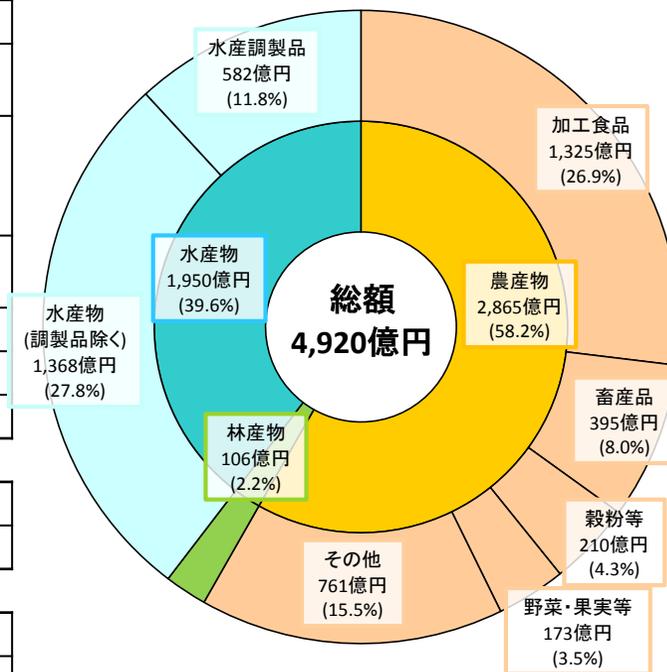
③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求(5カ国)

| | | | |
|----|------|---------------------------|----------------------|
| 香港 | 5県※3 | 果物、野菜、牛乳等 | 輸入停止 |
| | | 食肉(卵含む)、水産物 | 放射性物質の検査証明書を要求 |
| 米国 | 3県※4 | ほうれん草、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚等 | 輸入停止(福島、栃木(ほうれん草のみ)) |
| | | 果物、野菜等 | 放射性物質の検査証明書を要求 |

④ 検査強化(8カ国)

| | | | |
|----|------|---------------|------------|
| 豪州 | 5県※3 | 牛乳、野菜・果実、水産物等 | 豪州にてサンプル検査 |
| | 8県※5 | 野菜 | |

品目別農林水産物・食品の輸出実績(2010年)



※1 5県※3+(宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、山梨)

※2 5県※3+(宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、静岡、神奈川)

※3 福島、群馬、栃木、茨城、千葉

※4 福島、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉

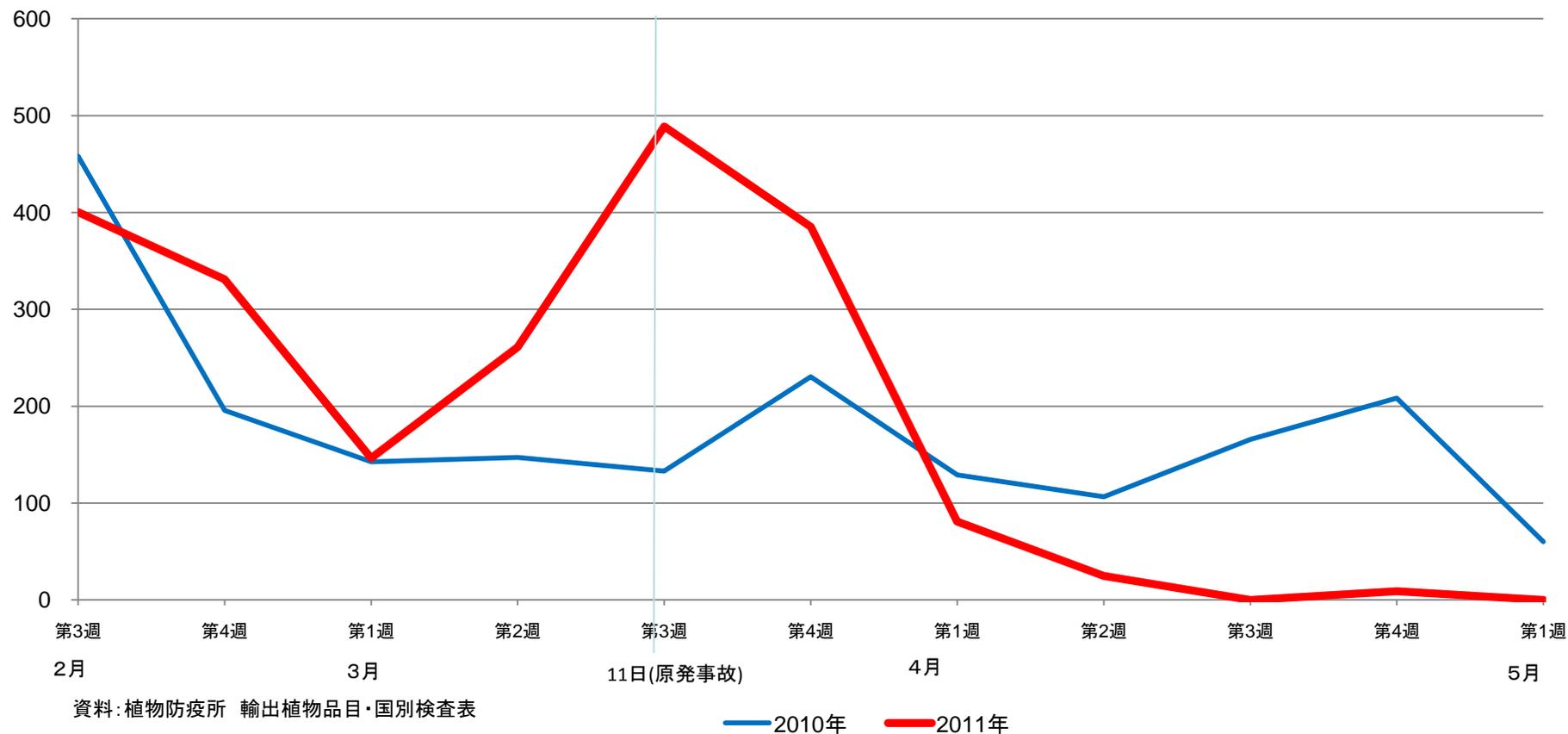
※5 13県※2から5県※3を除いた8都県

原発事故以降の農産物輸出の動向

●台湾向けりんごの輸出については、原発事故以前は前年を上回るペースで推移していたが、原発事故以後は、輸出量が急減している。(原発事故以前に輸入されたりんごまでも消費者が敬遠するようになり、現地の需要が急減)

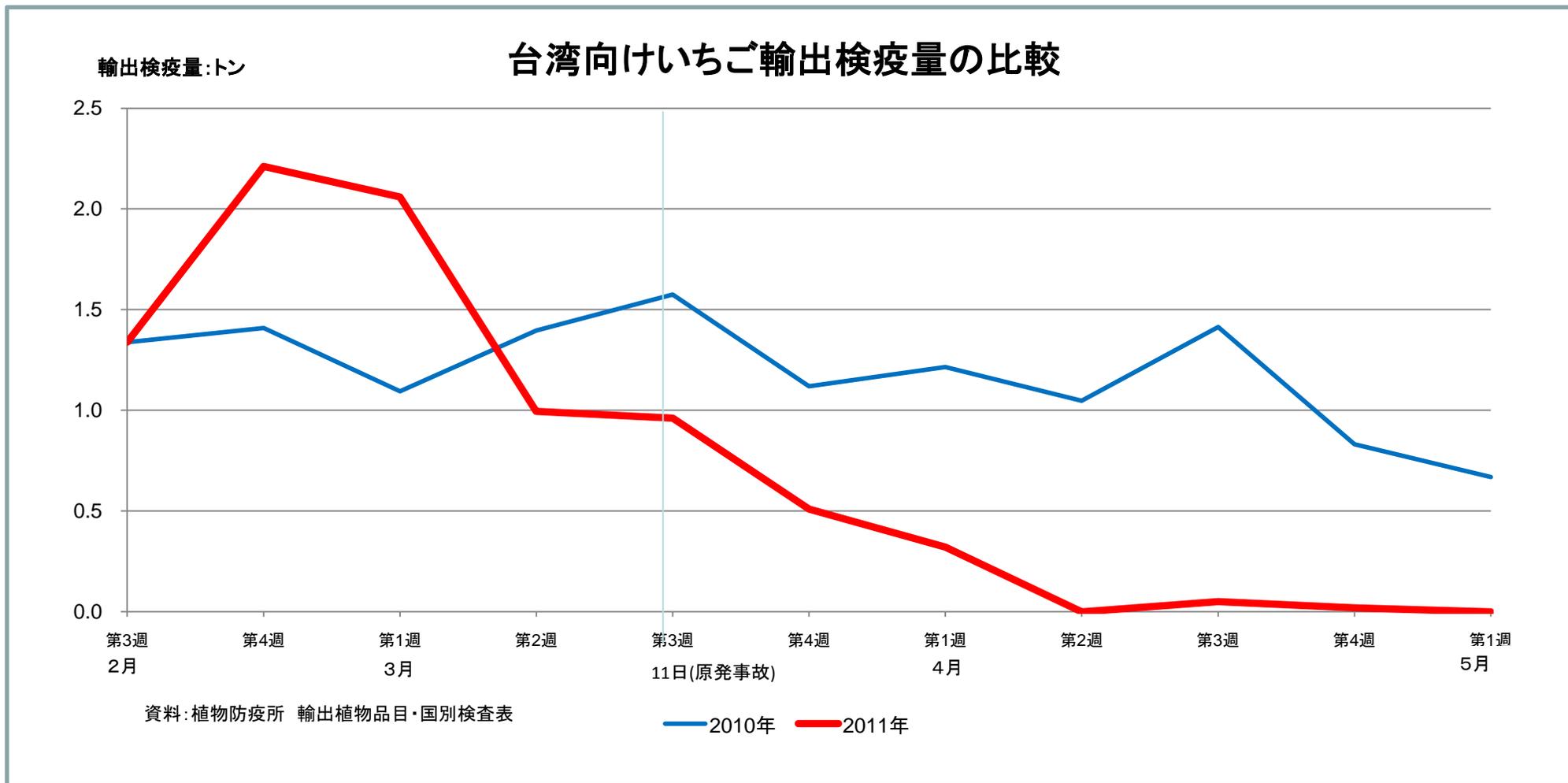
輸出検疫量:トン

台湾向けりんご輸出検疫量の比較



原発事故以降の農産物輸出の動向

- 台湾向けいちごの輸出については、原発事故以前は前年を上回るペースで推移していたが、原発事故以後は、輸出量が急減している。
- 諸外国の規制が始まったのは3月末頃からであり、5月末に発表される4月分の貿易統計では輸出が激減していることが想定される。



輸出関連の被害:①-1 営業損害(現地での廃棄事例)

- 我が国から原子力発電所事故前又は輸入規制の発出前に発送された食品が、現地での検査不合格や取引先による受取拒否などのため、廃棄されるケースが発生。以下のような事例について、商品の価額が補償されるよう指針に明確に位置付けることが必要。

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

(1) 検査不合格又は取引相手に拒否されて廃棄となった事例

- ① 香港向けのハウレンソウから香港の基準を上回る放射線が検出され、通関不可。(東京都・商社A)
- ② 香港向けのサツマイモ(茨城県産)を、取引先との関係で廃棄。(東京都・商社B)

(2) 検査、証明書発給に時間を要し、腐敗したため廃棄となった事例

- 米国向けの野菜が到着後の検査に日数を要し、検査に合格したものの、腐敗し廃棄。(東京都・商社C)

輸出関連の被害：①－2営業損害(意図せざる在庫の事例)

- 我が国から原子力発電所事故前又は輸入規制の発出前に製造された食品が、輸入規制の導入や取引先による受取拒否のため、転売もできないまま意図せざる在庫となったり、やむを得ず廃棄する事例が発生。以下のような事例について、すでに被害が発生しているものもあり、また、今後被害が更に拡大することが想定されるため、指針に明確に位置付けることが必要。

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

(1) 転売できずに廃棄となった事例

スイス輸出向けの食品で、小口(1箱、2箱単位)で250品目あったものについて、ステッカーが貼られており、転売もできず廃棄。損害金約220万円。(東京都・商社D)

輸出関連の被害:①-2営業損害(意図せざる在庫の事例)

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

(2) 転売できずに在庫となった事例

- ① 20本ほどのコンテナが放射能証明書の取得に時間を要し、日本で滞留。特定国のラベルが貼られた食品、コンテナ4~5本分については、小口の輸出であり、証明書の取得が経費的に合わず、転売できないと廃棄となる恐れ。(東京都・商社D)
- ② 輸出先国向けに特注したパッケージの製品を製造したため、賞味期限までにその国に輸出が可能とならない限り廃棄。(新潟県・食品製造業)
※新潟県は、原発事故の周辺県として、中国、韓国、EUなどから輸入規制の対象

輸出関連の被害:①-3営業損害(安値による転売事例)

- 相手国による輸入制限、取引相手による取引拒否により、転売、安値取引が発生。減収分の補償について指針に明確に位置付ける必要。

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

・ 安値で転売した事例

- ① 日本から輸出された冷凍サバが、エジプトによる輸入停止を受け、通関ができず返送。小さいサイズのサバであり国内では需要がなく、返送に要した船賃、転売による価格の下落により被害が発生。(東京都・商社E)
- ② 輸出先国向けに製造し、包装済みの食品を、輸入規制の導入に伴い、中身だけ取り出して転売。安値での転売となり、被害が発生。(千葉県・食品製造業)
- ③ 米国向けの豆腐が到着後の検査に日数を要し、検査に合格したものの、賞味期限が迫り安値で販売。(東京都・商社C)

輸出関連の被害：①－4営業損害(機会損失の損害事例)

- 相手国の輸入制限措置の導入、国外の取引相手からの取引拒否などにより、輸出先国の需要が大幅に低下。これに伴う輸出業者・食品製造業者の機会損失が発生。売上げ減少分の補償について、指針に明確に位置付ける必要。

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

・ 機会損失の事例

- ① 加工食品を輸出していたが、海外の需要が急減。輸出の割合が7割以上となっており、やむを得ず製造ラインを休止。(千葉県・食品製造業)
- ② 4月以降の欧州向け取引がゼロになった。(東京都・商社F)

輸出関連の被害：②－1 検査費用

- 原発事故により、輸出先国から検査証明の添付を求められたり、国外の取引先から検査証明を求められている。検査費用が、輸出業者、食品製造業者などに大きな負担となっている。検査費用の補償について指針に明確に位置付ける必要。

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

- (1) 輸出先国政府が放射能検査を実施し、検査料を要求
インドネシアに発送した食品について、現地通関で放射能検査を実施し、10検体の費用として31万円を要求。(東京・商社G)
- (2) 輸出先国の政府が放射能検査証明等を要求
 - ① 放射能検査の費用は1品当たり2万4千円。1荷口が数万円～10万円程度のお菓子などロットの小さいものは、全く採算が合わない。(東京・商社G)
 - ② 小口輸出では、相手国から要求される放射能検査証明書が1コンテナ当たり100～200枚に及ぶ。1件当たりの検査費用は2万5千円であり、完全に赤字。(ただし、開拓した現地店の棚から商品がなくなれば回復は更に困難になるため、輸出は継続せざるを得ない)(千葉県・食品製造業)

輸出関連の被害：②－1 検査費用

〔輸出業者・輸出向け食品製造業者からの声〕

(3) 取引先から放射能検査証明を要求

- ① 米国向けに調味料を輸出する際に、放射能検査を求められ、検査費用と検査用サンプル代が損害。(東京・商社H)

- ② 韓国向けに調味料を輸出する際に、放射能検査を求められ、検査費用を負担(東京・商社C)